

## 農業の振興に関する提言

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の実情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

### 1. 農業者戸別所得補償制度の推進

(1) 平成 23 年度からの農業者戸別所得補償制度の本格実施に当たっては、戸別所得補償モデル対策の実施状況を検証した上で、農業者等が安心して取り組むことができるよう必要な財源を確保するとともに、公正かつ円滑な市場流通に資するような制度として、継続的かつ効率的に実施すること。

また、必要に応じ規模拡大・農地集積・担い手に対する加算措置を講じること。

さらに、生産現場等が混乱することのないよう、制度を運営するための実施体制、生産数量目標、交付金の交付事務等の具体的な内容を早期に明らかにするとともに、生産現場等の理解を深めるための機会の充実に努めること。

(2) 制度導入に係る所要経費に対して十分な予算措置を講じるなど、都市自治体への新たな経費や事務負担が生じることのないような制度とすること。

また、本制度の実施に当たっては、国が主体性を発揮するものであるが、生産現場での制度推進を担う地方公共団体や J A 等生産者団体で構成する「農業再生協議会」については、構成団体の協議により推進主体が決定できる制度とすること。

(3) 農業者戸別所得補償制度の設計に当たっては、地域が独自に推進してきた振興作物の生産や品質向上の取組などが後退することのないよう、単価の設定など地域の実情が反映されるような制度とすること。

(4) 米戸別所得補償モデル事業においては、需給調整を守るため調整水田等の不作付地により生産数量を達成しているが、本格実施後も不作付地を含めた生産数量の達成を認めること。

(5) 農業者戸別所得補償制度においては、中山間地域等の小規模農家にはメリットが少なく推進が難しいことから、小規模農家にも配慮した制度とすること。

(6) 野菜、果樹、茶生産農家については、従事者の減少・高齢化、所得の激減など危機的な状況にあることから、野菜、果樹及び茶も対象となるような所得補償の支援策を講じること。

- (7) 新規需要米については、国が責任を持って販路・需要拡大に取り組むとともに、農業者の生産拡大に向けた支援策を講じること。

## 2. 農業農村整備事業の推進

- (1) 農業生産基盤整備及び農村生活環境基盤整備等を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策の継続及び拡充並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 農山漁村地域整備交付金については、今後の一括交付金化の制度設計との関連に留意するとともに、同交付金の目指す農業農村基盤整備事業など必要とする事業の執行に支障が生じないようにするため、その執行状況を検証の上、必要な予算を確保するとともに、地域主権の観点から、地方の自主性や裁量性を高め、より使い勝手のよい制度とすること。
- (3) 頻発する災害に対する備えを強化し、安全で快適な農村をつくるため、農地と農業用施設の防災対策を推進すること。
- (4) 農業集落排水施設の延命のための維持修繕に係る支援制度を創設するとともに、統廃合する際の財産処分に係る承認条件の緩和と申請手続きの簡素化を図ること。

## 3. 口蹄疫対策及び畜産・酪農経営安定対策の充実強化

- (1) 家畜・畜産物の広域的な流通環境において、ひとたび伝染性疾病が発生した場合、急速かつ広範囲にまん延し、その被害が甚大となる恐れがあることから、事前対応型の防疫体制を整備すること。
- (2) 口蹄疫の発生時における早期の封じ込めを実現するため、家畜伝染病予防法の抜本的な見直し等の法制度の整備を検討するとともに、関係者間の連携強化やマニュアルの整備など危機管理体制の強化を図ること。  
また、防疫資材及び機材を備蓄・配備するとともに、迅速に口蹄疫の検査が行えるよう簡易検査キットの導入や全国単位での検査機関の設置など診断体制の充実を図ること。
- (3) 口蹄疫の発生により損失や影響を被った畜産農家や地域経済の再建及び活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を講じるとともに、必要な支援措置を講じること。

また、都市自治体が独自に行う防疫対策や経営支援対策等に対しては財政措置

を講じること。

- (4) 牛乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など畜産・酪農業を取り巻く環境が厳しいことから、配合飼料価格安定対策を推進するとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用に向けた取組を一層推進するなど、さらなる経営安定対策を講じること。

また、肥育素牛への導入助成等を実現すること。

#### 4. 鳥獣被害防止対策の継続

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害防止総合対策事業を平成 23 年度以降も継続するとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。  
また、捕獲する人材の育成及び捕獲技術の向上を図る施設の整備についても財政措置を講じること。
- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。
- (3) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、省庁間を超える横断的な体制を構築するとともに、緊急時や地域の状況に応じた対策が可能となるよう狩猟制度の見直しを行うこと。

#### 5. 食の安全・安心確保対策

- (1) 平成 22 年 4 月 20 日以降宮崎県で発生した口蹄疫に対する防疫対応の検証に基づき、家畜伝染病予防法の改正等の防疫対応を強化するとともに、地方自治体等が独自で実施する防疫対応への財政支援を制度化すること。
- (2) 牛海綿状脳症（BSE）対策に関するリスクコミュニケーションを十分図ること。
- (3) 消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係を構築するため、昆布巻き等の水産加工品及び重量に占める米粉の割合が 50%以上のパンや麺等の原料原産地表示を義務化すること。

#### 6. 地産地消の推進

- (1) 学校給食等における地産地消の推進に向けた取組の一層の拡充を図ること。
- (2) 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金による農産物直売所、地域食材供給施

設の整備を推進するため、既に市街地を形成している地域も含めるよう農山漁村活性化法の見直しを行うこと。

7. 国産農産物の価格安定対策を強化するとともに、生産・流通コスト低減のための取組に対する支援等を推進し、生産者の経営安定と所得の向上を図ること。

(1) 自然災害や価格下落に対するセーフティネット措置として、農業災害補償制度の運用改善を行うとともに、より農業者の経営安定に資する制度を構築すること。

(2) 地域特産物を取り巻く消費・価格低迷等の厳しい環境に対して、経営安定や消費拡大等の総合的な振興策を講じるとともに、新品種・新技術の研究開発の一層の充実強化を図ること。

8. 農業統計データの整備

農業算出額のデータ公表は、平成 19 年度から都道府県単位とされたが、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

また、地域の食料自給率の算定ができるよう、平成 17 年度概算版を最後に更新されていない地域食料自給率試算ソフトを更新すること。

9. 中山間地域等をはじめとする農山村の活性化

(1) 中山間地域等直接支払制度については、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など、制度のさらなる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里（いわゆる限界集落）」をはじめとする農山村の振興・活性化を図るための諸施策の推進及び財政支援措置を充実強化するとともに、農商工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じること。

なお、農地・水・環境の良好な保全とその質の向上を図る対策として、平成 19 年度から実施されている「農地・水・環境保全向上対策」については、平成 24 年度以降も継続するとともに、同対策の充実を図ること。

(2) 耕作放棄地等の解消に向けた再生・利用の取組に対する支援を充実すること。

10. 都市農業振興施策の充実

(1) 都市と農地・農業との調和を図り、都市農業が有する多面的機能を強化するた

め、都市における農地等の確保・保全に対する財政措置を講じるとともに、都市農業の振興施策を拡充すること。

- (2) 都市農地を適切に保全するために、生産緑地等に関する税制上の措置の拡充及び生産緑地制度の地域の実情に応じた面積要件の緩和等、必要な措置を講じること。
- (3) 農住組合制度の組合設立認可の申請期限の延長及び地域の実情を踏まえた制度の見直しを図ること。

11. 農業振興地域制度及び農地転用許可制度について、農用地の確保に配慮したうえで、地域の実情を踏まえた柔軟な対応が可能となるよう地方の裁量を拡大するとともに、事務手続きの簡素化、迅速化を図ること。

12. 生産者による過剰作付及び消費者の食生活の多様化、人口減少・少子高齢化など引き続き需要減による米価下落に対応するための措置を講じること。

13. 経済連携協定等のあり方に係る適切な対応

関税撤廃を原則とする環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）のあり方に関する議論に当たっては、国内の農業に及ぼす影響を十分考慮し、喫緊の課題である農業農村整備や食料自給率の向上などに支障が生じないように十分に配慮するとともに、関係者からの意見を踏まえ、慎重に対応すること。

また、WTO農業交渉等に当たっては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指し、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

14. 個々の担い手が抱える経営課題等に対応することができるよう、都市自治体が実施するソフト事業等に対する財政支援を行うこと。

また、農作業機械の更新及び施設等の維持に係る財政支援措置を講じること。